

「テオテラスいで」

出荷のルール

テオテラスいで出荷者協議会

(2024年1月4日時点版)

1 出荷分類

(1) 農林産物（販売手数料 16% うち、出荷者協議会の積立金1%含む）

- ★ 未加工の農林産物で、切断、冷凍、冷蔵、乾燥しただけの農林産物も含まれます。花や苗なども含まれます。製造物責任法（PL法）」の対象外のものとなります。

(2) 農林産物加工品（販売手数料 21% うち、出荷者協議会の積立金1%含む）

- ★ 出荷者自ら加工製造した農林産物加工品で、「製造責任法（PL法）」の規制対象のものです。ここでいう加工とは次のようなものを指します。

- ① 加熱（煮る、蒸す、焼く、煎る、炒める、茹でる）
- ② 味付け（調味、塩漬け、燻製）
- ③ 粉挽き（製粉）
- ④ 搾汁

※ 販売手数料とは

出荷者様が農林産物、農林産物加工物、その他の物品をテオテラスいで出荷者協議会（以下「出荷者協議会」という）において販売した場合に、販売価格に応じて「株式会社まちづくり井手」にお支払いいただく手数料のことをいいます。

※ 出荷者協議会の積立金とは

出荷者協議会の運営費、事務費、会員様の研修等の事業費に充当します。

※ 大きな野菜のカットは農林産物扱いですが、みじん切りなどのカットは農林産物加工品扱いです。

例) 白菜の4/1カット・・・農林産物

カット白菜・・・農林産物加工品



出荷の流れ

○出荷の前に

★身だしなみ

出荷の際は、それぞれ配布されるネームプレートを使用してください。ネームプレートは、見えるところに着用してください。

また、汚れがその場で落ちてしまうような服装や靴での出荷は禁止させていただきます。

(1) 出荷時間

出荷の時間は、原則 午前8時から正午までの間にお願いします。

開店時間 火曜日から日曜日・祝日 午前9時～午後6時

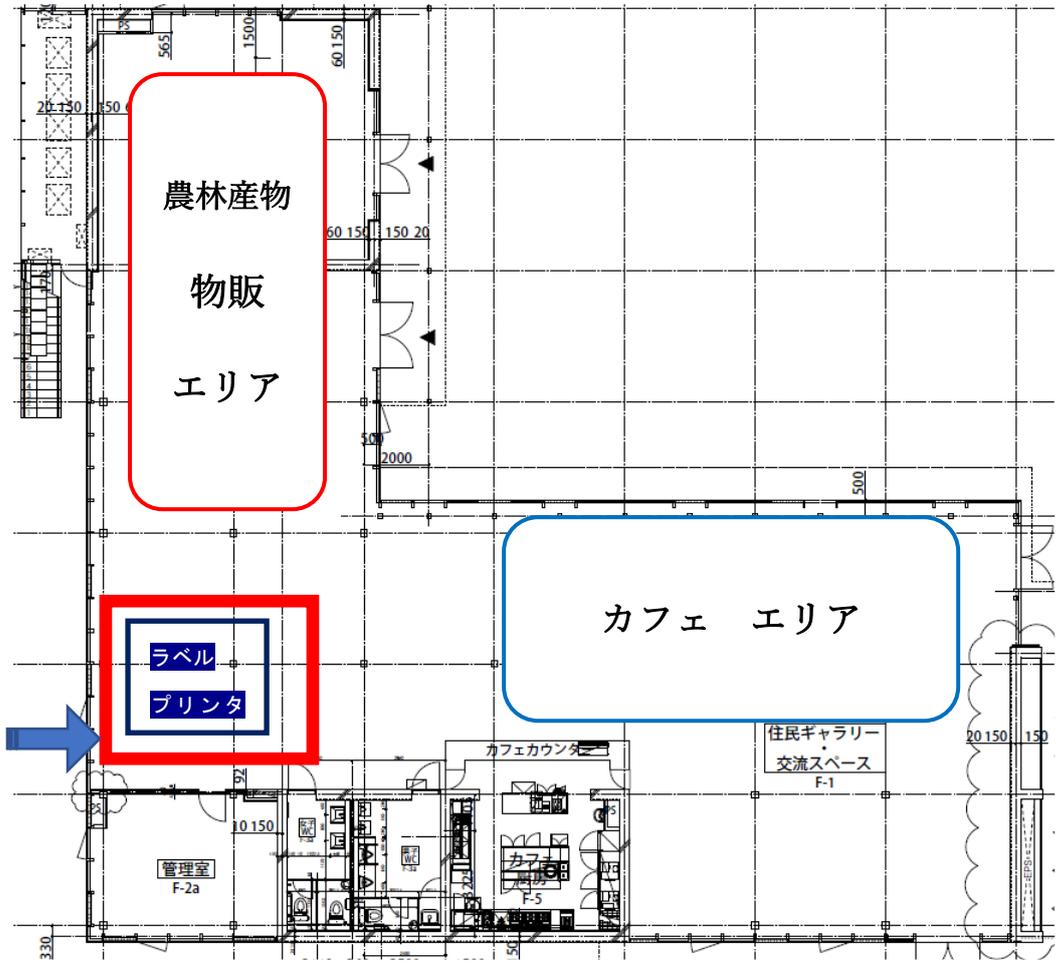
定休日 月曜日、年末年始（12月30日～1月3日）

（月曜日が祝日の場合は営業、翌火曜日を休業）

(2) 搬入

搬入は原則テオテラスいでの荷捌き室の搬入口からお願いします。搬入時は必ず道の駅スタッフに声をかけてください。

テオテラスいで 図面



(3) ラベルの発行

原則としてラベルは出荷者が発行してください。

ラベルの表示金額は消費税込みの総額表示とします。

販売価格の設定は10円単位で設定してください。

農林産物加工品で使用した原材料等と、ラベルの表示が完全に一致しているか、十分確認してから陳列してください。

アレルギー表示については、あらかじめ登録してラベルに記載して出せるように陳列してください。万一違う原材料等が含まれている場合は、販売してはいけません。健康を害する等の有事が発生した場合は、出荷者の責任となります。

(4) 陳列

商品の陳列は、テオテラスいでのスタッフの指示に従ってください。許可なく他の商品の移動や上に載せる等の行為は禁止します。陳列しきれなかった商品に関しては、(株)まちづくり井手の物品販売部と調整をお願いします。

※冷蔵・冷凍ケースの使用により、販売手数料が変わることはありません。

※プライスカード

出荷者ラベルがあるのでプライスは無くても構いませんが、どうしても必要な場合は出荷者様で作成してください。

※POP（ポップ）

出荷商品についてのPOPは、(株)まちづくり井手が準備、指定、指示したのみ掲示とします。

※カゴ・什器

原則、道の駅で準備したものを使用してください。

(5) 売り上げ報告について

売上報告は原則、POS管理システムから（品目・数量・金額等）メール配信とします。

営業時間中であれば、テオテラスいでの電話で問い合わせることも可能ですが業務の都合上即時回答できない場合もありますのでご注意ください。

売り上げは、レジを通過し計上されたものであって、出荷者様が持ち帰ったもの、売り場スタッフが撤去したもの及び万引き等でロスとなったものは含まれません。

(6) 商品管理、引き取りについて

商品の品質管理は出荷者の責任とするが、品質管理の為、テオテラスいでスタッフが定期的に品質をチェックし、劣化により店舗判断で売り場より撤去する場合があります。（引き下げ期限の原則は別紙に記載）賞味期限及び消費期限は現場管理者が最終的な判断をさせていただき、その撤去の可否については出荷者様から現場

管理者に一任していただきます。売れ残りの商品、期限切れなどの商品の引き取りは閉店後 30 分または翌日納品時とします。

引取り商品は専用の場所に移動します。

各自確認して商品の引き取りをお願いします。

※商品の引取りがない場合、廃棄料 100 円がかかります。

※売価変更について

一度出荷した商品の値引きはできません。(弁当・惣菜・パンなどを除く) 商品の引き取りをした後に、売価を変更して再出荷をすることは可能です。その際は新たにラベルを出していただくこととなります。(株)まちづくり井手の価格の目合わせ、価格表を参考に提示予定です。

◎ 有事の対応について

商品によるクレームがあった場合、(株)まちづくり井手と出荷者協議会役員会でテオテラスいで出荷のルールに基づき情報を共有し、履歴を残します。クレームによる返金が発生した場合や、出荷において相応しくない行為が発覚した場合は退会等の検討をいたします。

地域特産品、農林産物について

◎ 出荷の体裁

野菜などは、一般的な野菜袋に詰めて出荷してください。

衛生的なパック、トレー、透明な袋やフィルム、ネット等など中身が見えるものに入れて、ラベルを貼付して出荷してください。

なお、「天然のきのこ類」は、重篤な健康被害を及ぼす可能性があるため、販売できません。

◎ 生き物について

カブトムシなどの生き物については、イベント等において販売を検討することとし、餌やり等の管理は出荷者の責任でお願いします。

◎ 栽培履歴について

出荷商品の栽培履歴を必ず記入しておいてください。品目ごとに毎月第一週目に栽培履歴のコピーを提出していただきます。

提出の有無は、栽培計画や売り上げ実績等と照合して確認します。未提出で督促しても提出がない場合、使用が認められない農薬を使用していた場合等は同品目の出荷停止や退会となる可能性があります。

そのほか、栽培履歴は、保健所や消費者から提出が求められる場合があります。

◎ 引き下げ目安(農林産物の場合)

引き下げの目安は下記の通りとします。必ず期限まで販売するわけではありません。

| 品目 | 引き下げ目安 |
|------------|---|
| 葉菜 | 当日引き下げ or 出荷から2日で引き下げ |
| 果物 | 出荷から3日で引き下げ |
| キノコ | 生ものは出荷から3日で引き下げ |
| 果菜・根菜軟化・芽物 | 出荷から5日で引き下げ |
| 豆類 | 出荷から90日で引き下げ |
| 茶・乾物・穀物 | 出荷から180日で引き下げ |
| 米 | 精米から1か月で引き下げ(10月～5月) 精米から3週間で引き下げ(6月～9月) |

※引き下げに関してはあくまでも目安です。各部会で引き下げのタイミングを現場判断することもあります。

農林産物加工品、その他について

◎出荷の体裁

衛生的なパック、トレー、透明な袋やフィルム、ネットなど中身が見えるものに入れて、ラベルを貼付して出荷してください。

バラバラになるようなものは必ずまとめてください。単品でどうしても袋に入らないものは直接ラベルを貼付してください。

納品時に(株)まちづくり井手のスタッフと商品を確認し、異常があれば販売しません。

◎引き下げ目安

引き下げの目安は下記の通りとします。必ず期限まで販売するわけではありません。

| 品目 | 引き下げ目安 |
|-------|-------------------------|
| 炭類 | 出荷から90日で引き下げ |
| 加工食品 | 賞味・消費期限まで5分の4日を過ぎると引き下げ |
| 工芸・手芸 | 出荷から3か月で引き下げ |
| その他 | 出荷から原則3か月で引き下げ |

★農林産物加工品出荷の注意点

農林産物の出荷に関して、提出書類がございます。

食品営業許可が必要な商品

- ・ PL 保険に加入していることがわかる用紙のコピー
- ・ 営業許可書のコピー

例) お弁当、お菓子、漬物など食品衛生法に基づくもの

食品営業届出が必要な商品

- ・ 営業届出のコピー

※ご自身の製造されているものがどちらにあたるかは保健所にお問い合わせください。

お問い合わせ

★★ (株) まちづくり井手

★★ テオテラスいで出荷者協議会

住所：京都府綴喜郡井手町井手東高月 8 番地

TEL : 0774 (82) 5600

FAX : 0774 (82) 5601

E m a i l : info@teoterasuide.jp